

# 新型コロナウイルス感染症に伴う主な支援メニュー《事業主向け》 大井岳夫作成

2020年5月4日現在

項目	状況	名前	説明	窓口	
貸付 (かりる)	資金繰りの融資を受けたい	中小企業融資制度資金 (県新型コロナ感染症対応資金)	売上高が前年同期比5%以上減少で限度額3000万円 <b>3年間実質無利子、無担保、5年間元金据置、借換え可能</b>	取引のある金融機関	
		経営健全化支援資金 (新型コロナウイルス対策)	売上高が前年同月期比15%以上減少した方 <b>限度額：運転8,000万円、設備6,000万円 金利：年0.8%</b>		
		無利子・無担保融資 (借り換えも可)	コロナウイルスの影響で前年比5%以上の売上減少 <b>(個人事業主は影響に対する定性的な説明でも柔軟に対応) 元金据置最大5年</b>	日本政策金融公庫小諸支店 ☎22-2591	
		マル経融資の金利引き下げ	前年比5%以上売上げ減少で、融資限度額 <b>別枠1000万円 当初3年間金利を0.9%引き下げ</b>	立科町商工会 ☎56-1004	
		セーフティネット保証4号・5号、 危機関連保証	信用保証付き融資を限度額まで利用中の方に、 <b>与信枠を大幅拡充し、保証料・利子を減免(最大ゼロ金利)</b>	市町村にて認定 ⇒ 金融機関または信用保証協会にて手続き	
給付 (もらえる)	休業要請・時短営業に協力	県市町村連携協力金・支援金	<b>観光・宿泊施設等に対する休業等の検討依頼に応じて 休業・時間短縮等を行った事業者が対象 30万円</b> ※申請受付期間 5月7日～22日	市町村にて認定 ⇒ 金融機関または信用保証協会にて手続き	
	業績悪化	持続化給付金	売上が前年同月比で50%以上減少している事業者に対し、 <b>法人200万円、個人事業者100万円を上限に現金給付</b>	経済産業省相談窓口 ☎ 0570-783-183	
	従業員に休んでもらう	雇用調整助成金(コロナ特例)	従業員の解雇を防ぐため、従業員の賃金等を事業主に助成 <b>上限1人1日8,330円</b>	【ハローワーク】佐久 ☎62-8609 (佐久市・立科町)	
	従業員に子どもがいる	小学校休業等対応助成金	小学校等休校で労働者が有給休暇取得の場合、 <b>1日あたり8,330円を上限に賃金相当額を助成(個人事業主等の場合1日あたり4,100円)</b>	相談コールセンター ☎0120-60-3999 受付時間 9:00～21:00(休日含む)	
	3者以上で テイクアウトや宅配へ取組む	飲食・サービス業 新型コロナ対策応援事業	設備導入や販路開拓への助成(上限300万円) アドバイザーチームによる相談支援	長野県産業労働部営業局 ☎026-235-7248	
	クラウドファンディング活用	飲食・宿泊業 クラウドファンディング活用応援事業	事態収束後に利用できる食事券等を販売する仕組みの構築を支援するため、 <b>クラウドファンディング手数料等を助成(詳細はまだ示されていません)</b>		
	販路開拓やビジネスモデル転換等 のために取り組んだ	持続化補助金	小規模事業者が対象 上限額100万円 補助率2/3	商工会議所・商工会	

# 新型コロナウイルス感染症に伴う主な支援メニュー《事業主向け》 大井岳夫作成

2020年5月4日現在

項目	状況	名前	説明	窓口
	テレワーク新規導入	時間外労働等改善助成金	テレワークを新規に導入した中小企業者へ <b>100万円を上限として助成</b> （補助率1/2）	テレワーク相談センター ☎0120-91-6479
	在宅勤務新規導入	IT導入補助金	在宅勤務制度を新たに導入した中小企業・小規模事業者等へ、 <b>30～450万円を補助</b> （1次募集は締め切られています）	サービスデザイン推進協議会 ☎0570-666-424
猶予 (延長)	納税が難しい	納税の猶予特例	収入が減少（前年同月比▲20%以上）した事業主は <b>無担保かつ延滞税なしで納税猶予（1年間）、固定資産税は軽減措置</b>	佐久税務署 ☎67-3460
	確定申告が困難	税務申告・納付期限の延長	令和2年3月までに申告予定であった確定申告を4月16日まで延長、 <b>4月17日以降も柔軟に確定申告を受付</b>	
	社会保険料が払えない	健康保険料・厚生年金保険料の猶予	事業の休止や著しい損失があった場合に <b>納付を1年間猶予</b>	小諸年金事務所 ☎22-1080
	テナント料が支払えない	テナント料の猶予・減免	<b>テナント料の猶予・減免</b> （減免分を損金算入可能に、国税・地方税・社保料猶予、固定資産税等の減免）など、柔軟措置の要請	【制度】国土交通省 ☎03-5253-8111 【手続き】佐久税務署☎67-3460
	電気・ガス料金が払えない	電気・ガス・水道・電話代の支払い猶予	支払期限を <b>1～4か月延長</b>	各事業者

